

## 全国壮年会奨学金貸与額等に関する細則

2016年8月20日 第51回総会制定

(趣旨)

第1条 この細則は、日本バプテスト連盟全国壮年会連合奨学金制度に関する規程(2000年9月16日、以下「全国壮年会奨学金規程」という。)第10条第1項第3号に基づき、奨学金の給付及び貸与額等について定めるものとする。

(1種奨学金)

第2条 1種奨学金は、西南学院大学の定める校納金のうち授業料、施設費及び教育充実費の合計額を上限とし、これを無利子で貸与する。

(2種奨学金)

第3条 2種奨学金は、西南学院大学神学寮(以下、「神学寮」という。)に入寮する神学生に対して、次のとおり給付する。

- (1) 神学寮(単身寮)の定めによる寮生納入金相当額(千円未満を切り上げ)を上限とし、これを給付する。
- (2) 配偶者がある者は、月額2万円を給付する。ただし、神学生、配偶者のいずれもが、神学寮に入寮することを条件とする。
- (3) 高校生以下の子がある者は、一子あたり月額5千円を給付する。ただし、神学生、配偶者のいずれもが、神学寮に入寮することを条件とする。
- (4) 図書援助費として、神学寮への入寮の有無を問わず、年間3万円を給付する。

(学部聴講生の取り扱い)

第4条 学部聴講生(神学部研修生)に対する奨学金は、次の通りとする。

- (1) 1種奨学金は、20単位以上履修する場合に、西南学院大学学部生の授業料を上限として、西南学院大学の定める受講料を無利子で貸与する。
- (2) 2種奨学金は、神学寮に入寮し、32単位以上履修する場合に、第3条第1号に定める奨学金を貸与する。ただし、全国壮年会奨学金規程第15条に定める返還免除適用者は全額免除とし、それ以外の者は貸与額の半額を返還金額とする。
- (3) 第3条第2号、第3号、第4号に定める奨学金は、支給しない。

(特別申請)

第5条 西南学院大学神学寮に特別な理由によって入寮できない神学生が、前条の2種奨学金を希望する場合は、奨学金願書に推薦教会の代表役員との連名による理由書を付して申請しなければならない。

2 奨学金委員会は、申請理由書にもとづいて審議を行い、給付の可否について決定しなければならない。

3 奨学金委員会は、前項の結果について、速やかに申請した神学生及び推薦教会に通知しなければならない。

(細則の改廃)

第6条 この細則を改廃する場合は、日本バプテスト連盟理事会並びに日本バプテスト連盟全国壮年会連合神学部奨学金委員会の意向を徴した上で、全国壮年会総会において過半数の賛成議決によらなければならない。

付則 [2016年8月20日]

(施行)

1. この細則は、2016年8月20日から発効し、2017年4月1日から施行する。
2. 2種奨学金は、2017年度奨学金から給付とし、2016年度までの奨学金は、旧規程による貸与とする。